

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第10条第1項の規定により、次の表の左欄に掲げる土地改良区が当該右欄に掲げる土地改良事業を行うことについて平成24年10月17日認可した。

平成24年10月26日

香川県知事 浜 田 恵 造

| 土 地 改 良 区 名 | 土 地 改 良 事 業 名                |
|-------------|------------------------------|
| 多度津町土地改良区   | 単独県費補助土地改良事業（ため池改修事業）葛原新池地区  |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（農道改修事業）奥白方地区    |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥白方片山東地区 |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）奥白方片山西地区 |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東白方城ヶ下地区 |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）東白方原戸地区  |
| ”           | 単独県費補助土地改良事業（水路改修事業）葛原小塚地区   |